

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の市民税について、扶養親族等申告書を提出する公的年金等受給者の範囲等を改め、住宅借入金等特別税額控除の適用を令和25年度分まで延長し、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例を定める措置を講じました。
- 2 固定資産税に係る課税標準の特例措置を講じるとともに、利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の割合等を定めました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、公布の日（令和8年5月29日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和9年1月1日、令和10年1月1日又は市長が定める日から施行することにしました。

（財政局税務部管理課）